慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデンの精神障害犯罪者に対する刑法上の処分: 二〇〇八年の刑法一部改正について
Sub Title	
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication	2008
year	
Jtitle	慶應の法律学 刑事法 :
	慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.85- 109
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453207-00000003-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

――二〇〇八年の刑法一部改正について―― 刑法上の処分

スウェーデンの精神障害犯罪者に対する

坂田

仁

 六
 おわりに

 二
 改正案の内容

 五
 改正業の内容

 五
 改正基本の内容

一はじめに

手許の資料の範囲で、不充分ながら紹介し、これを本塾創立一五〇年記念法学部論文集に寄稿することとしたい。 改正を、それぞれ意図するものである。本稿では、この二個の改正提案のうち刑法の一部改正について、筆者の ン政府が、精神障害犯罪者に関して二つの法律改正提案を議会に提出した。その一は法務省からのもので刑法の 的に述べてきた。平成一九年政府内部でその改正のための覚書が公表され、その後平成二〇年三月にスウェーデ 一部改正を、その二は社会省からのもので精神医学的強制保護に関する法律と法精神医学的保護に関する法律の これまで筆者は折に触れてスウェーデンにおける精神障害犯罪者に対する刑法上の処分について、 いわば断片

Ds., Departementsstencil(省内覚書)注で使用する資料の略語は以下のとおり。

JuU., Betänkande av justitieutskottet(議会法務委員会報告書Prop., Regeringens proposition(政府提出法律案)

SOSFS., Socialstyrelsens författningssamling(社会庁法令集)

SOU., Statens offentliga utredningar(立法審議会等答申)

SoU., Betänkande av socialutskottet(議会社会委員会報告書

NJA., Nytt juridiskt arkiv(新法律公文書集

SvJT., Svensk juristtidning(スウェーデン法曹雑誌

1

坂田「スウェーデン『刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律』」法研五六巻一号九一頁以下(昭和五八年)、

- している。同「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(一九九三年)」法研六八巻七号一〇八頁以下(平成三年)は、 ーデンの制裁制度」犯罪と非行一二五号一三九頁以下(平成一六年)は、 れぞれ法律の全訳である。また、同『犯罪者処遇の思想』九七頁以下(慶應義塾大学出版会、昭和五九年)、及び、同「スウェ 医学的保護に関する法律』及び『法精神医学的調査に関する法律』(仮訳)』法研七六巻九号六八頁以下(平成一五年)は、そ 同 デンの精神障害者保護法制の歴史を Grönwall, Lars & Holgersson, Leif: Psykiatrin, tvånget och lagen, Norstedts juridik, 1992 「精神医学的強制保護に関する法律(仮訳)」法研七六巻五号八五頁以下(平成一五年)、及び、同「スウェーデン 制裁制度の一部として精神障害犯罪者の処遇を紹介 『法精神 スウェ
- (\approx) Påföljder för psykiskt störda lagöverträdare, Prop 2007/08: 97 & 2007/08 JuU25.

ss.11-85 に基づいて要約紹介したものである

3 Ny vårdform inom den psykiatriska tvångsvården, Prop 2007/08: 70 & 2007/08 SoU15

改正案の内容

_

政府が議会に提出した刑法の改正法律案の主たる内容は、以下の三点である。

- 1. 刑法二九章三条一項二号を以下のように改正すること。
- 刑罰価値の判断の際の減軽事情としては、一定の場合について定められているところとともに、 特に以下の
- 事項を考慮しなければならない。

罪が他の者の重大な挑発行為によって生じているか、

被告人が深刻な精神障害の結果、 行為の内容を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合させる能力を強く

減殺していたか又は被告人が精神障害、 意識の動揺の結果、 又はその他何らかの原因で、 自らの行為を統制する

能力を著しく減殺していたか、

三 被告人の行動が被告人の発達、経験又は判断能力の明らかな不足と結合していたか

四、罪が強烈な人間的な同情心から生じていたか、又は

五 行為が無罪となるものではないが、第二四章に定める場合にかかわるものであるか。

罪の刑罰価値にてらして必要とされる場合には、その罪について規定されているところよりも軽い刑を言渡すこ

とができる。

2. 刑法三〇章六条を以下のように改正すること。

深刻な精神障害の影響の下に罪を行つた者は、 第一に拘禁以外の制裁に処さなければならない。 裁判所は、

右の理由が存在すると判断するにあたり裁判所は以下の

事項を考慮しなければならない。

明白な理由が存する場合にのみ拘禁に処すことができる。

一、右の罪が高い刑罰価値を有すること、

、被告人に精神医学的保護の必要がないか限定的であること、

被告人が右の罪と関連して、 酩酊又はその他の同様な方法によってその状態を自ら招いたこと、

四、その他の事情

ていた場合、

裁判所は、

拘禁に処することができない。このことは、

被告人が右の罪と関連して、

第

一項第三号に

被告人が深刻な精神障害の結果、 行為の内容を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合させる能力を欠如し

示す方法によって右の能力の欠如を自ら招いた場合には適用しない。

項又は第二項に掲げる場合で、 いかなる制裁にも処すべきでないと認める場合、 被告人は制裁の免除を得な

とができる。

ければならない。

3. 法精神医学的調査に関する法律の一条に以下の改正を加える。

第 刑事訴訟事件において裁判所は、以下の事項について判断する目的で法精神医学的調査について決定するこ

刑法第三一章第三項により被疑者を法精神医学的保護に委託する医学的要件が存するか、

又は

一、被疑者が深刻な精神障害の影響下に行為を行ったか、及びその場合に刑法三○章六条による制裁選択の問題に

関する右の状態の意味。

右の調査の目的は、 裁判所の決定の中に示されなければならない。 調査の決定が第 一項第一号による調査にかか

なければならない。調査の決定が第一 る場合には、当該決定に、右の調査が特別な解除事由審理を伴う保護のための要件を含むべきか否かを明らかにし 項第二号による調査にかかる場合には、裁判所は、 右の調査が以下の問題を

含むように命じることができる。

被疑者が深刻な精神障害の結果行為の意味を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合させる能力を欠如し

ていたか否か、又は

被疑者が右の行為そのものに関連して、 深刻な精神障害又は第一号に掲げる状態を、 酩酊もしくはその他の同

様な方法で自ら招いていたか否か。

4 ン刑法典」法研七九巻一○号ないし一二号(平成一八年)所収を参照 Prop 2007/08: 97, ss. 5-7. 文法上の改正を除き、 改正部分に傍線を附して全文を表示。刑法全文の翻訳は、 坂田「スウェー

三 改正の背景

在し、 刻な精神障害による罪に対しては拘禁の判決が禁止されている。更に、法精神医学的保護については単行法が存 められている。 スウェーデン刑法では、 同保護の執行について定めている。これらに変更を加えるのが今回の改正の内容である その他に、 刑法二九章三条一項二号により刑の減軽事情の一つとされ、 精神障害犯罪者に対する処分は刑法三一章三条に法精神医学的保護への委託として定 刑法三〇章六条により深

の報告書に次のような記述がある。 できないと同時に法精神医学的保護に委託することもできないということである。これに関し、精神責任委員会 為時に深刻な精神障害に罹っていたが裁判時には精神障害から回復している被告人に対しては拘禁を科すことが 本稿では刑法の一部改正について述べる。精神障害犯罪者をめぐる制裁選択上の問題である。その概略は、 行

性は、 異常」という概念が廃棄されて「深刻な精神障害」という概念が採用された。 来刑法で使用されていた「精神病、 精神障害犯罪者の刑法上の処遇体制が現在の構成をとったのは、一九九一年の法改正による。その重要な新規 刑法及び精神医学的強制保護法制の双方で深刻な精神障害について同一 精神薄弱又は精神病と同等と考えざるを得ない程重大な性質のその他の精 の概念を導入したことである。 従

保護主義から刑罰主義に変化した。これに関連して刑法二九章三条一項二号に刑の減軽事情として これより前、 一九八八年に重要な刑法一部改正があった。この改正でスウェーデン刑法における制 裁の 原則

|被告人が精神異常もしくは意識の動揺又はその他の原因で自らの行動を統制する能力を著しく減殺していた場合

が定められ、 同時に精神障害犯罪者にかかわる旧三三章二条に対応する規定として三〇章六条(ご)

いて、裁判所は、 上記の制裁を適用すべきでない場合には、被告人は制裁の免除を得なければならない。」 精神病、 精神薄弱又は精神病と同等と考えざるを得ない程重大な性質のその他の精神異常の影響下に犯した罪につ 特別保護への委託、罰金又は保護観察以外の制裁を適用することができない。

が設けられた。

受けて、刑法二九章三条一項二号は、 そして、この後に実現した改正精神障害者立法において精神障害者概念が共通のものとして定義されたことを

|被告人が精神障害もしくは意識の動揺又はその他の原因で自らの行動を統制する能力を著しく減殺していた場合|

と改正され、刑法三〇章六条の規定はつぎのように改正された。

他の制裁も判決すべきでないと認める場合、被告人は制裁の免除を得なければならない。」 深刻な精神障害の影響下に罪を犯した者を拘禁に処することはできない。そのような事案において、裁判所がその

しかし、

刑法三一章三条は一九八八年の改正には含まれておらず、その規定は、

一九九一年まで

92

神異常の影響下に犯されたものでない場合には、 することを命令できる。 律に基づく保護又は精神的発達遅滞者の介護に関する法律第三五条に基づく特別病院での保護を受け得る場合、 すことができる。」 は、その保護の必要が存在すると認めるとき、その者を閉鎖的精神医学的保護又は精神的発達遅滞者の特別病院に委託 - 犯罪行為を行った者が、定められた医学的調査より生じるところに従い、 右の行為が精神病、 精神薄弱又は精神病と同等と考えざるを得ない程重大な性質のその他 右の命令は、そのための特別な理由が存在する場合にのみこれを言渡 閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法 裁判所 .の精

となっていた。

そして、 るを得ない程重大な性質のその他の精神異常 の際に、 神病でない、又は理解力の発達阻止による精神異常 0 調整が図られたのであるが、一九九一年の改正前と改正後の規定の実質的な相違から、 閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律によると精神病(psykisk sjukdom)が保護のための基礎概念で、「精 刑法三一章三条でも「深刻な精神障害」の語が採用されて、全体として、刑法と精神障害者保護法制と 上記の条文から明らかなように、精神発達遅滞者に対する処分の規定も残していた。一九九一年の改正 (以下、同等状態と略す) が新たに定義された「深刻な精神障害 (psykisk abnormitet)」は精神病と同視すると規定されていた。 精神病と同等と考えざ

義の全文は次のようなものである。 深刻な精神障害の定義は、現在社会庁令三章に定められており、(旦) 筆者は別の機会にこれを引用しているが、 定

に含まれるかの問題が残された。

第三章 強制保護の要件

深刻な精神障害

精神医学的強制保護に関する法律(一九九一年法律第一一二八号)第三条及び法精神医学的保護に関する法律

九一年法律第一一二九号)第四条による深刻な精神障害としては以下のものを数えるべきである。

現実の知覚障害を伴う状態並びに錯乱、思考障害、幻覚及び妄想を伴う状態

―自殺の危険を伴ううつ病

-精神病、即ち、

精神病的性格をもつ衝動の発動又は精神病的エピソードを伴う重い人格障害、

―強い強迫的行動を伴う重い精神障害

場合により、 窃盗狂、 放火狂及び性倒錯も深刻な精神障害を構成することがある。

ある精神障害が深刻か否かは、 障害の種類及び程度から判断すべきである。種類とは疾病の類型に関わり、

精神社会的機能水準及びどのくらい症状が重いかに関わる。

に含めるとともに、その深刻さは、精神障害の種類と程度とによって定まるという見解を提出している。(2) 遅滞を精神障害に含める他、脳障害あるいは老人性痴呆による精神障害や薬物乱用による酩酊状態等も精神障害 状態よりは狭い概念であると説明し、 以上の概念規定の問題は、 一九九一年の改正法の立法過程で、法務省は、 前述のように、現行の刑法三○章六条の規定が、深刻な精神障害と犯罪との 精神的発達遅滞も精神障害に含まれるとしており、社会省も、(8) 深刻な精神障害は精神病 (精神疾患) よりは広い概念で、 精神的発達 間に明

ことを認めていることとあいまって、 白な因果関係が存在することを前提にして、深刻な精神障害の影響下に罪を犯した者を拘禁に処することを禁止 しているため、 刑法三一章三条が裁判時において深刻な精神障害に罹っている者のみを法精神医学的保護に処す 精神障害者による殺人のような重い罪に関してその適用上場合によっては

公正でない結果を生むことになる。

- Socialstyrelsen följer upp och utvärderar 2000: 2, Psykiskt störda lagöverträdare, Socialstyrelsen, 2000, s. 9, Fig. 1.
- emot Psykansvarskommitténs betänkande, SvJT Årg.87, 2002, 576-587 はこの答申に対する批判的検討を行っている。論点は四点で、 Psykisk störning, brott och ansvar, SOU 2002: 3, 2002, ss. 143ff. Wennberg, Suzanne: Psykisk störning, brott och ansvar — För och
- ③責任能力と故意・過失の存在を前提に無罪は病院、 概念の操作性(概念は文化的なもので、専門家は自分の為に概念を作る)を指摘し、②責任能力概念の導入について賛意を示し、 ①刑法と精神医学の基本的立場の相違(fālla〈有罪〉、fria〈無罪〉の語を用いて精神医学は fria より fālla、刑法はその逆)及び 有罪は拘禁という処分の振り分けを求め、 ④社会防衛措置については、

かつての保安拘禁(interneering)の再来とみている。

- 7 及び九号六七頁以下を参照 かつ通常の精神障害者と犯罪性精神障害者とで、その法律を別に制定したことである。 律と法精神医学的保護に関する法律とが制定された。その特徴は、深刻な精神障害の概念をこの両者に共通のものとして定義し、 一九九一年に閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律(LSPV)が廃止されて、新たに、 坂田、 精神医学的強制保護に関する法 前揭法研七六卷五号八五頁以下
- (∞) Victor, Dag et al.: Brottsbalken III, Supplement 2003, s. 31: 62. Straffansvarets gränser, SOU 1996: 185, Del.1, ss. 496-501. 坂田 七六卷五号一〇〇頁注(3)参照 法研
- (9) SFS 1988: 942. この改正については、坂田「一九八八年の刑法一部改正」『刑事法学の現代的展開下巻』一一八頁以下(法 学書院、平成四年)参照。
- 10 Bondeson, Ulla (ed.): Crime and Justice in Scandinavia, Forlaget Thomson, 2005, pp. 89-116.) 《答案》 Dag (red.): Varning för straff, Norstedts juridik, 1995, ss. 78-109. (英訳、From Treatment to Just Deserts in a Changing Welfare State でこの変化は Behandlingstanke から Straffvärde への変化と表現されている。 刑法制定当時の刑法一章七条が廃止されて、刑法二九章一条に量刑は刑罰価値に基づく旨が明示された。 Tham, Henrik: Från behandling till straffvärde, Victor スウェーデン語

- (Ξ) Straffmätning och påföljdsval m.m., Prop 1987/88: 120, s. 103
- (2) SFS 1991: 1138, BrB 30: 6, SFS 1991, s. 2045.
- 13 坂田、法研七六巻五号一○○頁注(3)及び閉鎖的精神医学的保護の準備に関する法律 (LSPV, SFS 1966: 293) 一条も参照
- (ユ) Psykiatrisk tvångsvård och rättspsykiatrisk vård, SOSFS 2000: 12
- (15) 注 (13) 参照。
- (至) SOSFS 2000: 12, s. 5, 3 kap Förutsättningar för tvångsvård.
- 17 rättssäkerheten, SOU 1984: 64, ss. 108-109 cf. 同等状態の概念は、一九九一年の改正で廃棄された(Psykiatrisk tvångsvård m.m., Prop 答申を出した委員会を通称ベクセリウス委員会 (Bexeliuskommittén) という。これについては Psykiatrin, tvånget och ている。刑法と精神医学とに共通する精神障害(Psykisk störning)の概念を提案したのはこの答申である(Do., s. 48 cf.)。この Psykiskt avvikande lagöverträdare, SOU 1977: 23, ss. 143-169 に同等状態と判断された精神鑑定例の詳細な分析結果が掲載され
- (空) Prop 1990/91: 58, Bilaga 2, Anmälan till propositionen om psykiatrisk tvångsvård m.m. 対する法務省の通告意見), ss. 530-532. (傍点部分は筆者の追加 (精神医学的強制保護等に関する法律案に

1990/91: 58, s. 453.)°

- 〈19) Prop 1990/91: 58, Bilaga 1, Anmälan till propositionen om psykiatrisk tvångsvård m.m. (精神医学的強制保護等に関する法律案に 対する社会省の通告意見), ss. 86-87. (傍点部分は筆者の追加)
- 精神障害は治癒したがなお犯罪の危険の残る者の扱い psykiskt störda lagöverträdare, SvJT Årg.90, 2005, ss. 361-371 に掲載されている。 (Flink-fall の場合)、②精神障害者の犯罪と故意の関係(故意がなければ本来法精神医学的保護に委託することはできない)、③ 185, Del 2, ss. 257ff. 注(32)参照。)が引用されている。なお、関係する判例の分析が Rönnblom, Urban: Ansvar och påföljd föi 過性の深刻な精神障害者の問題にかかる刑法三○章六条の規定の処理が重要だと述べる。 Brottsbalken III, supplement 18, 2007, ss. 30: 41ff., SOU 2002: 3, p.145-8. 重要な判例(Flink-fall, NJA 1995, ss. 48-75, SOU 1996. (法精神医学的保護から拘禁への移送を可能にすべきである)を指摘し、 同論文は、 ①短期の一過性の精神障害の扱 しかし、解決は困難とするのが結

論である。

四 改正草案

害者対策と刑事責任能力制度を軸に、 それと同時に刑法的には刑事責任能力制度と結びついている。 げ 力制度を廃棄して、 障害者の予測できない行動に対する社会の防衛 詎 精神障害犯罪者の問題は、 の問題状況を解決するために、 刑法に定める制裁制度をもって犯罪行為を行うすべての人に対応しようとしている。 精神障害者の保護 これらの改正草案から改正法律案への過程が本節の主題になる。 いくつかの提案がなされている。ここでは三個の関連する改正草案を取上 (例えば、突発的な重大な犯罪の防止) という二面を持っている。 (例えば、 スウェーデン刑法は現行刑法制定の際刑事責任能 精神障害という病気に罹っている人の治療

1 刑事責任の限界 (SOU 1996: 185)

度の復活と危険な犯罪者に対する社会防衛措置を定める社会防衛法の制定を提言している。 件並びに共犯、 置された刑事責任調査会(Straffansvarsutredningen)が提出したもので、 ても触れており、これを刑法的側 この答申は、 未遂、 一九六五年に施行された現行刑法の三〇年の経験に基づいて基本的な問題点を洗い出す目的 予備等についての問題点の指摘である。しかし、これらに関連して精神障害犯罪者につ 寅 保護的側面及び社会防衛的側面の三側面を分けて検討し、 主要な答申事項は、 犯罪成立の 刑事責任能 主 観 **治制** で設 的 要

防衛法による社会防衛措置の適用を定めている。提案されている刑法三○章六条の規定の改正は以下の通りであ 精神医学的保護への委託を廃して、 この調査会の草案は、 (他の規定は省略する)。 刑法一章二条の二を新設して刑事責任能力概念の導入を図り、 その実質的内容を刑法三〇章六条に移し、及び同章六条の二を新設して社会 刑法三一章三条による法

る

保護のための医療保護施設に収容することによって充足することのできる精神医学的保護の必要性を有している場合、 - 拘禁に処される者が深刻な精神障害に罹っていて、その精神状態及びその他の個人的状況にてらして、 精神医学的

裁判所は、その者をさしあたり精神医学的保護を受けるように命じなければならない。右の保護が継続する期間は、

拘

右の対象者が同意し、法精神医学的保護のその他の要件が存在する場合、精神障害が深刻なものでなくても法精神医

学的保護を命令することができる。

禁刑の執行と解さなければならない。

ればならない。_

第二六章第七条の二に掲げる場合には、 裁判所は判決の中で、 同条に述べる審理が釈放に先行することを摘記しなけ

険性に対する対応措置が必要だとする発想に基づいている。 社会に対する危険の大小によって定まってくることを前提にして、現行の法精神医学的保護と並んで対象者の危 うというものである。また、社会防衛措置は、再犯の可能性が対象者の精神障害の深刻さの大小だけではなく、 及ぼすおそれのある受刑者について、その釈放後に法精神医学的保護及び社会防衛措置を含む措置の対象にしよ この規定の中の二六章七条の二の規定は、 同調査会が新設を提案しているもので、他人の生命・健康に危険を

2 精神障害、犯罪及び責任(SOU 2002:3)

制裁とに関する問題の検討が諮問され、同委員会は二〇〇二年に精神障害犯罪者の刑事責任に関する規則の改正 の答申は、 精神責任委員会(Psykoansvarskommittén) の答申である。 この委員会には精神障害犯罪者の責任と

と精神障害犯罪者に対する処分形式の提案を含む最終答申を提出した。(28)

報告を行っている。 精神責任委員会は、 個別的には、 刑事責任調査会の答申を引継ぎ、 刑事責任能力にかかる議論、 保護問題、 時的精神錯乱、 刑法問題及び社会防衛問題の三領域に分けて、 精神発達遅滞者、

社会防衛措置

保護問題(29)

矯正保護施設における法精神医学的保護を取上げている。

可能性)、 裁判所 事由審理つきの法精神医学的保護に付されている。この場合法精神医学的保護の終了を医師の判断に任せず、 現行刑法で精神障害者犯罪者は法精神医学的保護に委託され、 (行政裁判所) 拘禁受刑者に精神障害者が多いという問題、 の判断に委ねるものである。 精神医学的理由によらない自由剥奪の問題 通常の法精神医学的保護に委託された者は医師 その中で再犯の危険性の大きい者は、 (ハワイ条約違反 の診 特別解 断 州

早期に退院するのに対して拘禁に処された者の収容期間が長いという問題が指摘されるとする。

刑法問題

る。 刑法三〇章六条の拘禁禁止の規定及び三一章三条の法精神医学的保護への委託の規定を削除し、深刻な精神障害 に関する規定は、 る能力を欠如している場合、 これ 時的精神的錯乱、 特にフリンク・ケースが引用されている。答申が提案しているのは、 は、 刑法三〇章六条が深刻な精神障害の影響下に罪を犯した者を拘禁に処すことを禁止している問題であ 刑法一章二条の二として新設することが提案されている。(ヨ) 重い精神発達遅滞、 いわゆる原因において自由な行為の場合を除いて、 深刻な痴呆状態で行為の内容を洞察し、 刑事責任能力概念の復活である。 又はその洞察に行動を適応させ 無罪の判決を可能にする。これ 即ち、

1 基礎状態として深刻な精神障害、 時的精神錯乱、 重 Vi 精神発達遅滞、 深刻な痴呆状態が存在 その結

答申によれば、

刑事責任能力の欠如は

果

2 自らの行為の内容を理解する能力及び自らの行為の内容理解に自らの行為を適合させる能力が欠如するこ

の二要件を充足する場合に存在するとされる。(※)

社会防衛問題

ある。 は、 これらの問題を解決するために社会防衛措置に関する規定を刑法の中に新たに設けるというのである。 拘束されるという矛盾が生じている。刑事責任能力概念の導入による無罪判決を受けた者に対する措置を含めて、 犯の犯人が医師の診断で早期に処遇不要として退院する一方、拘禁に処された者がそれと比較して長期間自由 採用されているが、この要件から外れる者は、現行刑法では対応できない。法精神医学的保護に委託された重大 この措置と刑事責任調査会の同じ社会防衛措置の提案との相違点を、答申は、精神責任委員会の社会防衛措置 これは、 期間を定めない措置として最初から裁判所が決定するもの(一次モデル)で、 現行刑法では、 深刻な精神障害により社会に対して重大な罪を犯す傾向を有する者から一般の人々を防衛する問題で 法精神医学的保護とこれに特別解除事由審理を必要にして再犯の防止を図るという制度が 刑事責任調査会の提案する、

性の大きい者で、通常の制裁では社会防衛の目的が達成されない場合としている。 大きい場合と②深刻な生命・健康に対する罪又は性犯罪で有罪になった者で、 社会防衛措置を適用する場合を答申は、①刑事責任無能力者の行為の場合やその精神状態から再犯の危険性の 前歴、 人格障害等から再犯の 可能

刑の執行後あるいは釈放後に行われるもの(二次モデル)とは異なるとしている。(※)

3 精神障害犯罪者に対する制裁(Ds 2007:5)

が構成され、 二○○五年七月に法務省の内部に精神障害犯罪者に対する刑法上の制裁の問題を検討するために作業グル 特に、 刑法三〇章六条の拘禁禁止の問題の検討が委託された。その立法覚書 (Ds 2007:5) が二〇 ープ

〇七年一月に発表された。

この問題を解決する法改正の提案、 十分に厳しい措置を立案することがこの作業グループの課題であ 回復している場合に生じる制裁選択上の不合理、 問題は、 本稿において述べた行為時に深刻な精神障害の影響下に罪を犯した者が裁判時にはその精神障害から 深刻な犯罪で有罪となった精神障害者に対してその犯した罪と均衡の取れる 即ち、 行為の内容と均衡のとれる制裁が実現しないことである。 つった。

作業グループは作業の内容を限定的にとらえ、 制度の変更は、 現行のシステムを基本として小規模なものにと

どめることを前提に、一般的出発点を(3)

行為時に深刻な精神障害に罹っていたが、

裁判時には回復している場合の公平な処理のため、

1

の内容について肯定も否定もしないという態度を明らかにしている。その上で、 衛措置の新設等は検討課題から外され、 精神障害犯罪者に対する制裁を規制する規則を提案することとしている。従って、(④) 2 行為者を法精神医学的保護に処したときに、 報告は、これらの問題に関する刑事責任調査会や精神責任委員会の答申 その措置が罪の重さと十分な均衡の取れた関係にするために、 基本的な問題は、 刑事責任能力の導入、 刑法三〇章六

かに人間的であるとの発想があった。そして、 |判決により被告人を放置するよりも、責任能力を棚上げして被告人の精神障害の治療を促進する方がはる 沿革的に問題が検討される。 旧刑法(Straff-Lag, 1865〈略称 SL〉)当時に刑事責任能力がない 制定当時の現行刑法は、 医療保護の側面に責任主義に基づく原理 からとい

条の拘禁禁止の規定の適用要件と適用範囲とを明確にすることであるとする。(タイ)

故意なり過失なり刑事責任の主観的要件が具備されていれば、他の犯罪者と同様に扱うことは当然であった。こ 的な思考よりも優位を与えた。精神障害者に刑を科すか否かは理論的にではなく実務的に処理された。

ら制裁判断に移したのである。刑法施行法(SFS 1964:163)五条三項で、旧刑法五章五条の適用を受ける者は れを背景に拘禁の禁止が定められたのである。刑法改正は、 行為者の精神的地位(psykiska status)を責任判断か

を除いて相違はない。ただ、それ以上のことは何も定めていない。ここに、立法の欠陥があり、この欠陥を際立 刻な精神障害という概念を定めたことを引継いでいるが、それ以前の規定と比較したとき、「同等状態」の削除 えていなかったことを示している。現行の刑法三○章六条は、一九九一年の改正で刑法と精神医学とに共通の深 断に移した」ことを示している。これは、立法者が無罪判決を法精神医学的保護への委託より有利な処分だと考 無罪でなく、すべて法精神医学的保護に付すとしたことは、上記の「行為者の精神的地位を責任判断から制裁判

禁以外の制裁を選択する要件になるとした。これを基本的立場として以下の草案(一部省略)を提出している。(钬 禁禁止とするのでなく、拘禁以外の制裁の適用とする。言いかえれば、行為時の深刻な精神障害は、裁判時に拘 作業グループは現行の制度に近い方法を考え、行為時の深刻な精神障害を要件とする法律効果を拘 たせたのがフリンク事件である。

A. 刑法二九章三条一項に六号を追加すること。

第三条 刑罰価値の判断の際の減軽事情としては、一定の場合について定められているところとともに、

一ないし五編格)

事項を考慮しなければならない。

(一なりし王編略)

六、被告人が深刻な精神障害の結果、

行為の内容を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合させる能力を強く

四、

減殺していたか。

(第二項編略

B.刑法三○章六条を以下のように改正すること。

第六条 深刻な精神障害の影響の下に罪を行った者には、 制裁の選択に関して以下の事項を適用する。

裁判所は、 第一に被告人の保護の必要性を充足する制裁を選択しなければならない。

罪の刑罰価値及びその他の事情にてらしてその明白な理由が存在する場合にのみこれに処すことがで

きる。

二、拘禁は、

三、被告人が深刻な精神障害の結果、 行為の意味を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合させる能力を欠如

但し、被告人が右の行為と関連して、 していた場合、刑法第三一章又は第三二章第一条による特別保護への委託以外の制裁を選択することはできない 酩酊又はその他の同様な方法によって能力の欠如を自ら招いた場合にはこ

の限りでない。

第一項ないし第三項の適用にあたり、 いかなる制裁にも処すべきでないと認める場合、 被告人は制裁を免除さ

れなければならない。

C. 刑法三一章三条三項を以下のように改正すること。

第三条

(第一項及び第二項編略

被告人の過去の罪にてらして又はその他の特別な理由により必要な場合、裁判所は、 他の制裁を言渡すことができる。 但し、 拘禁又は他の特別保護への委託を言渡すことはできない。今述 法精神医学的保護への委託に

べたことは、第三○章第六条第三号第一文が適用される事件には適用しない。

103

(以下編略)

- (ন) SOU 1996: 185, Del I, ss. 37-38
- (2) SOU 1996: 185, Del 1, ss. 31-32
- (3) SOU 1996: 185, Del 1, ss. 541-548 (3) SOU 1996: 185, Del 1, ss. 463-470
- (2) SOU 1996: 185, Del 1, ss. 466f., ss. 593-595. (2) SOU 1996: 185, Del 1, ss. 587-592.
- (%) SOU 1996: 185, Del 1, s. 545. (%) SOU 2002: 3, ss. 139-141, s. 435
- (2) SOU 2002: 3, ss. 215f.
- (A) Psykiatrisk tvångsvård och rättspsykiatrisk vård, SOU 1999/2000: 44, ss. 41f
- (元) SOU 2002: 3, ss. 216-218.
- 147£, NJA 1995, s. 75.)」として、基本的な問題点を指摘している。同様な判例は、二○○三年から二○○四年にかけて起きた の生じたことを指摘し、「マティアス・Fの事案では精神病的性質の酩酊による状態が急速に崩壊したので、結論は、明白に深 法改正で刑法と精神医学的強制保護に関する法律・法精神医学的保護に関する法律との間で「深刻な精神障害」概念に食違い の事件で、最高裁判所が終身拘禁の判決を下して終了したものである。この事件の判決の中で最高裁判所は、一九九一年の 刻な罪に対するものであっても制裁として拘禁も法精神医学的保護も問題にできないこととなったであろう。(SOU 2002: 3, SOU 2002: 3, ss. 146-148, NJA 1995, ss. 48-75. この事件は一九九四年に酩酊状態で七人の殺人と三人の殺人未遂を犯した男性

かが問題だとされた。この事件は、被告人の深刻な精神障害と犯罪行為との間に因果関係が存在しないとして、一年六月の拘

被告人が自殺のおそれのあるうつ病の状態にあったことに三○章六条の適用をすべきか否

詐欺と会計帳簿罪についても生じ、

されて保護観察が言渡されている。その重要な理由は、酩酊が初めての経験であったということである(Do., s. 908 cf.)。注 禁で終わっている(NJA 2007, ss. 180-194.)。他に、同様な事件が NJA 2001, ss. 899f. にあるが、この事例では、拘禁禁止が肯定

- (20) 参照。
- 33 SOU 2002: 3, s. 37. 草案二条の二の規定は以下の通り。

の洞察に自らの行動を適合させる能力を欠如していた者に責任をもたらさない。 「ある行為は、深刻な精神障害、一時的な錯乱状態、重い発達障害又は深刻な痴呆状態の結果行為の内容を洞察しもしくはそ

今述べたことは、行為者がその行為に関連した自ら酩酊又はその他の同様な方法で能力の欠如を招いた場合にはこれを適用

- 34 SOU 2002: 3, ss. 247-250
- 35 (internering) に類するとみている。Rönnblom, SvJT 2005, s. 370, Wennberg, SvJT 2002, s. 586 SOU 2002: 3, ss. 218f. 注(6)及び注(2)で紹介した Wennberg 及び Rönnblom ともに、 社会防衛措置はかっての保安拘禁
- 36 SOU 2002: 3, s. 275.
- 37 SOU 2002: 3, ss. 276f
- 38 Påföljder för psykiskt störda lagöverträdare, Ds 2007: 5, ss. 31-33
- 39 Ds 2007: 5, ss. 94-95
- $\widehat{40}$ Ds 2007: 5, s. 93.
- 41 Ds 2007: 5, ss. 95-96
- 43 42 Ds 2007: 5, ss. 98-99
- 44 Ds 2007: 5, ss. 119-120

Ds 2007: 5, ss. 108-111.

45 Ds 2007: 5, ss. 21-30.

五 改正法の成立

するために法改正が必要だとしている。(キサ) 改革は、 今行うことについて、 精神医学的保護の相互関係など複雑な問題があり、 活を含めて深刻な精神障害犯罪者に関する規則の包括的な改革の必要性を承認するが、 保護の必要性を考慮するものでなければならない。」と政府の判断を述べ、それに続けて刑事責任能力概念の復 いってよい。 法律案も刑事責任能力及び社会防衛措置については何も語っていない。責任能力概念の採用は行われなかったと 冒 頭に掲げた政府提出法律案は、 制裁決定の柔軟性の増加を目指し、それを通して罪刑の均衡の判断に大きい余地を設け、 法律案の提出理由の冒頭に「深刻な精神障害犯罪者に対する制裁の改革は限定的に行うべきである。 政府提案は、ごく少数でも問題事例が生じることは見逃せないとして、 前述の覚書の内容を更に整理した形でまとめられている。 改革の実現を将来に委ねるとしている。特に限定的な改革を 制裁制度、 法律の欠陥を修復 従って、 矯正保護、 同時に個人の 政 府提 法

すべき事項は、 めるが、それには明白な理由を求め、 の内容を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合させる能力を欠如する場合を除いて、 する理由を、 深刻な精神障害犯罪者を拘禁に処することを政府提案は是認する。 精神責任委員会の答申及び立法覚書 (Ds 2007:5) の意見を受容れ、 改正法律案の文言から明らかなように、法定されている。 まず拘禁以外の制裁の適用を優先する。 即ち、 明白な理由の判断に当たって考慮 深刻な精神障害の結果、 拘禁禁止に関する規定を改正 拘禁に処するのを認 行為

た法律案の各規定ごとに注釈が述べられている。 法精神医学的保護の確定判決の再審査、 府提出法律案は、 改正内容を更に最も精神障害の大きい犯罪者と自ら招いた精神障害、 及び法精神医学的基礎に項目を分けて、 これらの詳細を述べることは、 本稿では省略する。 説明してい . る。 刑罰価値と精神障害 その上で提出

政府提出法律案は、平成二〇年五月に議会の法務委員会で承認され、 同年七月一日に施行された。

- (4) Prop 2007/08: 97, ss. 14f
- 47 Ds 2007: 5, s. 101f. 該当事例は年一○件程度とされる。 しかし、信頼できる統計はない(Do., s. 106.)。
- (\(\prec{\pi}{2}\)) Prop 2007/08: 97, s. 16
- 49 きく、これらの者を対象にさまざまな処遇が各矯正管区ごとに実施されている 神病質者であり、五人に一人は抗うつ剤の投与を受けているなど、受刑者及び社会内保護の対象者中の精神障害者の比率は大 Kriminalvården, Kriminalvårdens årsredovisning 2007, ss. 32-35 によると、現在矯正保護施設に収容されている者の七○%は精
- (S) Prop 2007/08: 97, ss. 18f
- 51 Prop 2007/08: 97, ss. 38-40, Ds 2007: 5, ss. 129f. cf. 特に、その他の事情について Prop 2007/08: 97, ss. 39f.
- 52 Prop 2007/08: 97, ss. 36-42. これらは、立法後、法解釈上の法源として裁判所等の実務で参照される。
- (S) Påföljder för psykiskt störda lagöverträdare, 2007/08: JuU25, ss. 1-3.
- (五) 2007/08: JuU25, s. 5. SFS 2008: 320, SFS 2008: 321.

六 おわりに

した。 がスウェーデンの法医学庁(Rättsmedicinalverket)のストックホルム事務所を訪問した際、この問題にふれた資料 以上平成二○年に行われた精神障害犯罪者に対する刑法上の制裁に関する法律改正について、その概略を紹介 問題の端緒は、 筆者の推測では一九九五年二月一三日の最高裁判所の判決であったと思う。その後に筆者

を受取った。今回参照した刑事責任調査会は、

一九九四年に設置されており、

その調査中に前記の判決が出てい

して、これを受けて精神責任委員会の包括的かつ詳細な答申が出されたと筆者は推測する。 る。それに符合するかのように答申は二分されていて、 精神障害犯罪者の問題が後半部分に掲載され ている。 そ

見送られた。刑事責任無能力者に対する措置となり得る処分の新設はなされなかった。 させる能力を強く減殺していた場合に無罪という選択肢はとられなかった。また、社会防衛措置に関する立法も 復活は見送られた。被告人が深刻な精神障害の結果、行為の内容を洞察しもしくはその洞察に自らの行動を適合 今回の改正では刑法三○章六条の拘禁禁止の規定に絡む問題のみが改正の対象となった。 刑事責任能力概念の

た。この改正は法精神医学的保護において閉鎖的保護と開放的保護の区別を導入する。本稿では、この点にのみ⑻ と閉鎖保護に二分する提案がなされている。これは平成二○年五月に議会の承認が得られ、同年九月に施行され この協力体による調査の一つに精神医学的強制保護に関する法律の改正があり、精神医学的強制保護を開放保護 れている。本稿では触れていないが、二〇〇三年一一月に設置された中央精神医学協力体 (Nationell psykiatri 加えて、二〇〇三年九月一一日には外務大臣の暗殺事件が発生し、その後精神障害犯罪者対策が熱心に論じら は、 同じ年にこの暗殺事件を含めて、五件の悲劇が発生したと、その英文要約の中に記している。

と刑法の総論部分で生じる問題点を検討するために設置されている。一九六二年に制定された現行刑法の四〇年(8) 委員会の提出した答申に対する本格的な検討は、多分これからなされるものと考える。刑事責任調査会はもとも このように、精神障害犯罪者に対する処遇の問題が解決しているわけではなく、 新しい刑法を求めてこれから大改正へと動いて行くかもしれない。 刑事責任調査会及び精神責任 触れておきたい。

- (多) Ny vårdform inom den psykiatriska tvångsvård, Prop 2007/08: 70 及び 2007/08:SoU15. 施行については SFS 2008: 415, SFS 2008: 416.
- <u>57</u> (平成二〇年))参照。 Prop 2007/08: 70, ss. 1f., ss. 13-15, ss. 21-39. 坂田「スウェーデン法精神医学的保護に関する法律の改正」(法研八一巻一○号
- SOU 1996: 185, Del I, ss. 37f.

<u>58</u>

<u>59</u>

- Ett reformerat straffsystem, SOU 1995: 91 は、既に制裁体系の再編成を提議している。